太陽光発電施設の設置等 に関するガイドライン等について

令和3年12月4日

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

TOPIC

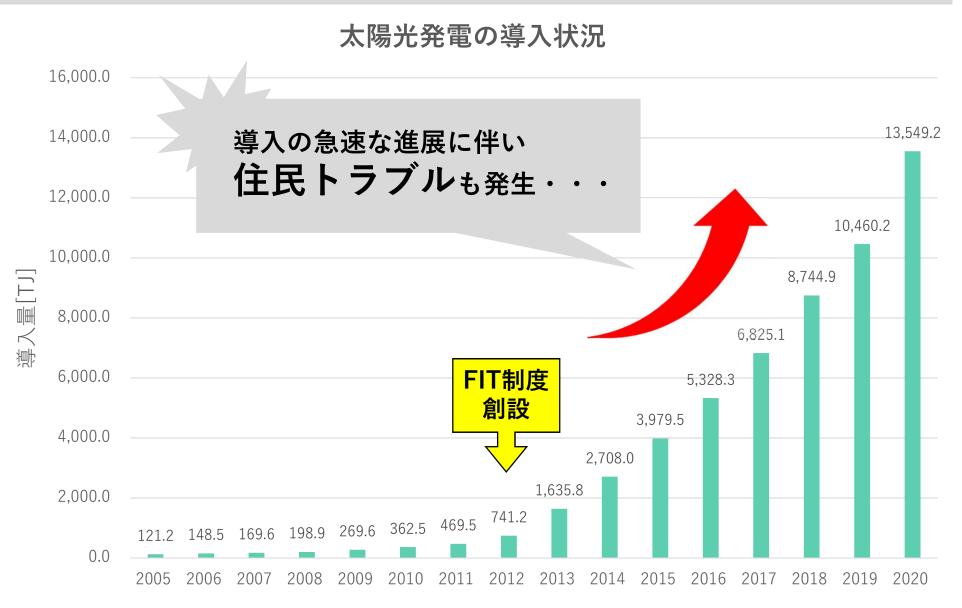
1.ガイドライン策定の経緯

2.ガイドラインの概要

3. 事業者が行う手続き

4.その他

1. ガイドライン策定の経緯



2. ガイドラインの概要

宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

施行日

令和2年4月1日

対象

太陽光発電(出力 50kW以上)

※ 建築物の屋根や屋上等に設置される場合を除く

ねらい

太陽光発電を規制・阻止するのではなく、地域と共生した施設となるよう誘導することを目指す。

求める 手続き

- ① 住民との合意形成を図ること
- ② 防災・景観・環境面からの配慮
- ③ 県及び市町村への事前の情報提供
- ④ 設置後の適切な維持管理

① 住民との合意形成を図ること

地域住民とのトラブル

<mark>→事業計画を断念</mark>せざるを得ないことも・・・



そのためには・・・

- ・関係する地域住民の把握(市町村等への相談)
- ・説明会の開催等による情報提供
- ・寄せられた意見への配慮・計画への反映

② 防災・景観・環境面からの配慮

(1)土地及び周辺環境の調査

- ・関係法令・条例が適用されている土地なのか
- ・地域住民の生活に影響は及ばないか
- ・周囲からどのように見えるか

(2)調査に基づく検討

場所によっては発電設備の設置に適さない土地である場合もあるため慎重に検討。過去の災害履歴等にも注意!

(3)施工時・施工後の注意

工事に伴い発生した汚水や土砂の適切な処分,騒音や振動への配慮 及び柵・看板の設置など,法令を適切に遵守する。



③ 県及び市町村への事前の情報提供

事業者の状況	提出物		
FIT認定済	 ・国へ提出した事業計画認定申請書の写し ・国から通知された認定通知書の写し (認定内容を変更したことがある場合は、 国から通知された「変更認定通知書」の写し) 		
FIT未認定 または自家消費	 ガイドラインで様式を定めている事業計画書 添付書類 設置予定場所が特定できる図面等 関係法令手続状況報告書(FIT法施行規則) 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく「チェックシート」 認定を得た場合は認定通知書の写し 		

③ 県及び市町村への事前の情報提供

事業者の状況	提出物	
FIT認定済	・国へ提出した事業計画認定申請書の写し 認定済・国から通知された認定通知書の写し (認定内容を変更したことがある場合は、 国から通知された「変更認定通知書」の写し)	
FIT未認定 または自家消費	 ガイドラインで様式を定めている事業計画書 添付書類 設置予定場所が特定できる図面等 関係法令手続状況報告書(FIT法施行規則) 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく「チェックシート」 認定を得た場合は認定通知書の写し 	

様式

年 月 日

届出者 住所

名称 (法人名及び代表者)

事業計画書

内容		記入年月日	年	月	日	
1	施設設置予定場所(92			
1	(複数の地番がある					
2	事業予定地の面積(
	事業予定地の登記地					
3	。 (複数ある場合各々の地目と面積 (m²) を記入)					
٥	※現況地目が登記地目と異なる場合は、					
	現況地目を記載					
4	発電事業者					
5		代表者名				
6		住 所	7			
7	7 電話番号					
8		担当者名				
9		緊急連絡先				
10	10 出力 (kW)					
11	1 事業認定申請(予定)年月日					
10	0 沙黑子市至毛子与左月口					

③ 県及び市町村への事前の情報提供

事業者の状況	提出物	
FIT認定済	・国へ提出した事業計画認定申請書の写し ・国から通知された認定通知書の写し (認定内容を変更したことがある場合は, 国から通知された「変更認定通知書」の写し)	
FIT未認定 または自家消費	 ガイドラインで様式を定めている事業計画書 添付書類 ・設置場所が特定できる図面(位置図・配置図) ・関係法令手続状況報告書(FIT法施行規則) ・環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく「チェックシート」 ・認定を得た場合は認定通知書の写し 	

④ 設置後の適切な維持管理

(1)発電設備のメンテナンス

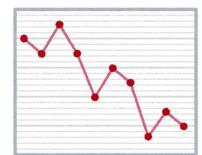
- ・発電量の低下原因の確認
- ・設備の故障等への対応
- ・発電期間終了後の設備の適切な廃棄

(2)除草・柵などの 設備周辺の維持管理

- ・周辺住民等の安全確保
- ・発電量の低下原因の解消・予防

(3) 非常時の対応

- ・土砂災害等が発生した,またはする恐れがある場合の 事前・事後確認
- ・第三者の侵入時の対応





グラフ:2021年9月17日 改正再エネ特措法に関する説明会 資料「FIP制度について」中のグラフを参考に作成

再エネ特措法の改正について(国の施策)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法



再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(R4.4.1~)

➤ 発電出力1,000kW以上の太陽光発電施設についてはFIT制度ではなく FIP制度による売電を行うことになる



※10kW~50kWは地域活用要件あり

▶ 廃棄費用の積立が源泉徴収的に行われることになる

4. その他

再エネ特措法の改正について(国の施策)



You Tibe METIチャンネル

● 改正再工ネ特措法オンライン説明会

2021年9月17日に開催致しました。2022年4月1日から始まる新たな制度についての理解を是非深めてください。

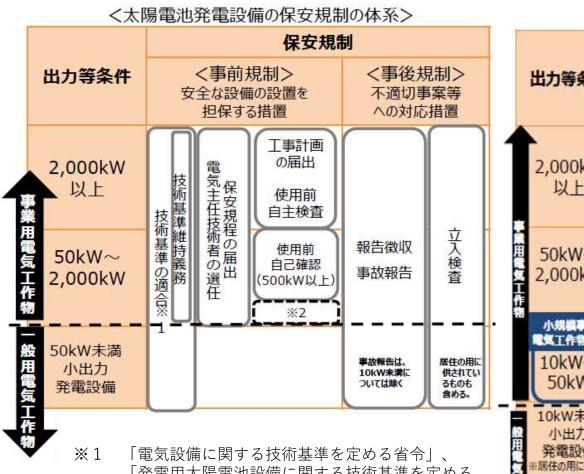


- ·(1)FIP制度について(41分20秒)
- ・(2)太陽光発電に係る廃棄費用積立て制度について(21分57秒)
- ・(3)認定失効制度について(31分41秒)
- ・(4)経済的出力制御について(24分10秒)
- ✓ FIP制度を活用したときに売電収入はどのようになるのか?
- ✓ 廃棄費用として積み立てたお金はきちんと戻ってくるのか?
- ✓ どういった場合に認定が失効するのか?

4. その他

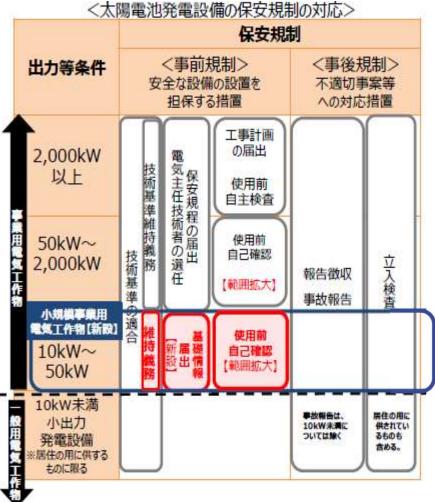
資料:2021年10月13日 第7回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ資料1より抜粋

50kW未満の太陽光発電所の規制強化について(国の施策)



「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める 省令 により技術基準を制定

電気主任技術者の選任や保安規程の届出により 適切な保安体制と運用を担保



4. その他

50kW未満の太陽光発電所の規制強化について(国の施策)



ご清聴ありがとうございました。

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班